

一般社団法人日本脳神経外科学会  
災害対策本部内規

令和2年8月21日制定

(設置)

第1条 理事長は、日本国内で大規模災害が発生し、設置が必要と判断した場合に、一般社団法人日本脳神経外科学会に災害対策本部（以下「対策本部」という）を置く。理事長が被災し、対策本部を設置できない場合は、常務理事が設置する。

(目的)

第2条 対策本部は、会員の被災状況を把握して救済・支援のために必要な活動を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 対策本部は、理事長を本部長とし、災害対策に関する全ての責任者とする。

2 副本部長を被災地域に関連する各支部長とし、本部長が指名する。

(業務)

第4条 対策本部は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

2 副本部長は会員の被害状況に関する情報を収集し、対策本部へ報告する。

3 被害状況に応じて支部対策本部を立ち上げ、会員の被害状況を調査し、救援が必要な場合は対策本部へ要請をする。

4 その他必要な業務

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、令和2年8月21日より施行する。